

申請手続き等の流れ

赤字箇所は申請等の手続きが必要な箇所です。

不足額給付①（令和6年度に蓮田市が調整給付金の支給対象者として、口座情報を把握している場合）

- ・市→対象者『支給のお知らせ』の送付
- 口座の変更がない場合
 - ・市→対象者支給
- 口座を変更する場合
 - ・対象者→市口座変更の届出（届出期限：令和6年6月16日(月)）
 - ・市口座情報等の確認
 - ・市→対象者支給

不足額給付①（令和6年1月1日以前から蓮田市に住民登録があるが、令和6年度に蓮田市が調整給付金の支給対象者としていない場合）

- ・市→対象者『確認書』の送付
- ・対象者→市『確認書』の提出（提出期限：～令和7年8月29日(金)（消印有効））
- ・市口座情報等の確認
- ・市→対象者支給決定・支給

不足額給付①（令和6年1月2日以降に蓮田市に転入してきた場合）

- ・申請者→市『不足額給付①申請書』の申請（申請期間：令和7年6月2日(月)～令和7年8月29日(金)（消印有効））
- ・市→他市町村支給要件の照会
- ・他市町村支給要件の回答
- ・市支給要件の審査
- 支給要件を満たす場合
 - ・市→申請者『確認書』の送付
 - ・申請者→市『確認書』の返送
 - ・市口座情報等の確認
 - ・市→申請者支給決定・支給
- 支給要件を満たさない場合
 - ・市→申請者不支給決定

不足額給付②

- ・申請者→市『不足額給付②申請書』の申請（申請期間：令和7年6月2日(月)～令和7年8月29日(金)（消印有効））
- ・市支給要件の審査
- 支給要件を満たす場合
 - ・市口座情報等の確認
 - ・市→申請者支給決定・支給
- 支給要件を満たさない場合
 - ・市→申請者不支給決定